

関島社会保険労務士事務所便り

2014年
3月号

社会保険労務士・行政書士
関島 康郎

〒125 - 0041

東京都葛飾区東金町2 - 7 - 12

電話：03-3609-7668

FAX：03-3609-5010

HP：<http://www.srseki.info>



国年保険料は月210円引上げ、年金額は0.7%引き下げ

2014年度の各種保険料額・年金額

◆国民年金保険料額月 15,250 円に

厚生労働省の発表によると、2014年度の国民年金の保険料額は1月当たり210円引き上げられ、1万5,250円（月額）となります。

一方、2014年度の年金額（老齢基礎年金）は満額で6万4,400円（月額）となり、2013年度に比べマイナス475円（0.7%の引下げ）になりました。この年金額は、2014年度の年金額改定に用いる名目手取り賃金変動率（0.3%）と、2015年4月までにその特例水準を解消するための引き下げ率（2014年4月分-1%）と合わせてこの4月からは0.7%の引下げとなるものです。

なお、厚生年金の年金額（夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額）は、22万6,925円（前年度比マイナス1,666円）です。受給者の受取額が変わるのは、4月分の年金が支払われる6月からです。

◆介護保険料率が1.72%に

協会けんぽの健康保険料率は前年と同率ですが、介護保険料率については平成26年3月分（4月末納付分）から1.72%（従前1.55%）に変更になります。

雇用保険・労災保険については従来と同様の率で計算されますが、石綿（アスベスト）健康被害救済法に基づく一般拠出金率については0.02/1000（従前0.05/1000）になります。

◆産前産後休業中の保険料免除スタート

産前産後休業（産前42日多胎妊娠のときは98日・産後56日）を取得した場合、育児休業の場合と同様に社会保険料の免除が受けられるようになります（被保険者分および事業主分ともに免除）。

この制度の対象者は、今年4月30日以降に産前産後休業が終了となる方で、4月分以降の保険料から免除の対象となります。

事業主による届出書類の提出時期は「被保険者から申出を受けた時」、提出先は「事業所の所在地を管轄する年金事務所」とされています。

なお、3歳未満の子の養育機関に係る標準報酬月額の特例措置（年金額計算時に、下回る前の標準報酬月額を養育期間中の標準報酬月額とみなす）については、産前産後休業期間中の保険料免除を開始したときに自動的に終了となります。

限度額適用認定証

医療保険 窓口での負担軽減措置

病院に入院しましたが、治療費が高額になりそうです。自己負担が高額になった場合、高額療養費の支給があるようですが、支払われるまで早くて3か月以上かかると聞きました。もう少し早く受け取ることはできませんか。

◆医療費支払いの仕組み

私たちが病院にかかっても、窓口で支払うのは総医療費の3割だけです。残り7割は、協会けんぽ等健康保険の保険者から医療機関に対して直接支払われています。

その事務処理は複雑で、医療機関は、1カ月分の医療費の総額を計算し、医療行為や投薬の内訳が書かれた請求書(レセプト)を作成します。これを診療月の翌月に、社会保険診療報酬支払基金という機関に提出します。

支払基金ではレセプトの内容審査を行い、これが終わってから保険者に対して負担すべき金額を請求します。保険者はこれに基づき、支払基金を介して医療機関に支払いを行い、同時に高額療養費なども計算し、被保険者に支給します。

このように事務処理にある程度の日数を要し、本人が高額療養費を受け取るまでは、時間がかかってしまいます。

したがって、例えば1月に入院したとすると、それに対する高額療養費を受け取れるのは、どんなに早くても4月以降になります。

そのため、高額療養費が支払われるまでの一時的な負担を軽減することができる以下の制度が用意されています。

◆限度額適用認定証

限度額適用認定証とは、70歳未満の方に行われる制度で、自己負担額の支払いの際に医療機関へ提示すれば、高額療養費に相当する部分の窓口での支払いが不要になるものです。

例えば、3割の自己負担額が30万円に

なる場合、高額療養費は約21万円支給されます。しかし、限度額適用認定証を提示することにより、21万円がその場で支給された扱いになりますので、残り9万円を医療機関へ支払うだけでよくなるのです。

限度額適用認定証は入院に限らず、外来や薬局でも使用することができます。有効期間はありますが、その間はいつでも使用することができます。手続きも、協会けんぽ等保険者に請求すれば交付されます。入院するときなど医療費が高額になりそうなときは早めに認定証を受けておくことです。

ただし、他の医療機関の受診状況確認が必要な合算高額療養費の請求や健保組合独自の付加給付がある場合については、限度額証を使用しない場合と同様に3~4か月ほど待つ必要があります。

◆高額療養費貸付制度

限度額証が登場してからはあまり使われなくなりましたが、自己負担分の支払い後に利用できるため、急な入院などで限度額証が使用できなかった場合に利用することができます。

協会けんぽの制度では、高額療養費の支給見込額の8割が支払われる制度となっています。先ほどの自己負担額30万円で申請したと仮定すると、21万円の8割である16万8,000円が支払われます。貸付金は、高額療養費支給時に相殺されることで返済し、その差額が支払われます。

収入印紙が必要な場合がありますが、貸付金自体は無利息です。

試用期間終了時解雇の注意事項

3か月の試用期間を設定して採用している従業員の勤務成績・勤務態度が著しく悪いので、試用期間をもって雇用契約を解除しようと考えています。どのようなことに注意したらよいでしょうか。

試用期間とは

労働者を採用した場合に、直ちに本採用することを留保し、一定の試験的な使用期間を設け、その期間中に勤務態度、能力、技能、性格等をみて正式に採用するかどうかを決定するという雇用契約期間です。試用期間をもって雇用契約を解除する場合は以下のことに注意が必要です。

1 解雇予告

試用期間で雇用契約を解除する場合、通常の解雇よりも一般的に緩やかに認められますが、使用者側からの雇用契約解除ですので解雇に当たります。

採用後 14 日を超えている場合は、労働基準法第 20 条が適用になり、30 日前に予告するか、予告に代えて、30 日以上平均賃金（注）を支払わなければなりません。この場合、予告日数を平均賃金と換算することができ、例えば、平均賃金を 15 日分支払って 15 日前に予告することができます。

また、解雇予告は、解雇日を特定して行うことが必要です。

注 平均賃金（労基法 12 条）とは

原則として事由発生日以前 3 か月間に支払った賃金総額をその期間の総暦日数で除した額が 1 日当たりの平均賃金になります。

2 解雇予告手当

解雇予告に代えて支払う予告短縮分の平均賃金相当額を解雇予告手当といいます。

① 解雇予告手当は賃金ではありませんが、賃金支払いの原則（通貨払い、本人払い）の原則が適用されます。

② 解雇予告手当は労働者の権利に属する金品として、請求された場合は少なくとも解雇日から 7 日以内に支払うことが必要です（労基法 23 条）。

なお、即時解雇の場合、解雇予告手当は解雇通告と同時にしなければならない（昭和 23.6.118 基発 464 号）という通達があります。

③ 解雇予告手当の税務上の扱いは、退職手当と同様（分離課税）の扱いになります。

3 解雇に当たっての注意

① 労働者が解雇理由を求めてきた場合は、遅滞なく文書で交付すること（労基法 22 条）。

② 解雇理由書は文言に注意するとともに、簡潔にすること。

③ 社会保険（健康保険・厚生年金保険）の資格喪失届は 5 日以内、雇用保険の資格喪失届（本人が希望するときは離職票も）は 10 日以内に行うこと。

なお、健康保険に 2 ヶ月以上加入していた場合は健康保険の任意継続被保険者になることができますが、その手続きは本人が退職日から 20 日以内に行うこととなります。

④ 本人が、退職後に市区町村の国民健康保険に加入するため退職したことの証明を求めてきた場合は、健康保険資格喪失届の写しのコピー（受領印のあるもの）等を本人に交付します。

⑤ 退職後 1 ヶ月以内に中途退職者としての源泉徴収票を交付しておくことなどです。

●国保業務を民間委託へ 足立区で全国初

東京都足立区が、2015年度から全国で初めて国民健康保険に関する業務を民間企業に委託することがわかった。民間のノウハウを取り入れて経費削減と業務効率化を目指し、3月中に委託業者を決定する方針。(2月28日)

●国民年金保険料の納付 65歳までを検討

厚生労働省は、国民年金保険料の納付期間を現在の40年から5年間延長することを検討していることがわかった。納付期間延長により受給時の年金額を増やすのがねらい。同省は今後、社会保障審議会で議論し、年内に改正案を取りまとめるとしている。(2月27日)

●2012年度の不正介護事業所処分、120カ所

厚生労働省が全国の自治体による介護事業所の処分状況を公表し、介護報酬の不正請求などを理由に2012年度において介護保険サービスの指定取消しや一定期間の停止処分を受けた事業所が120カ所(前年度比46カ所減)だったことがわかった。このうち、介護報酬の返還対象となったのは68事業所だった。(2月26日)

●フルタイム労働者の所定内給与が減少

厚生労働省が2013年の「賃金構造基本統計調査」の結果を発表し、フルタイム労働者の所定内給与(残業代を除く)が月額平均29万5,700円(前年比0.7%減)となり、4年ぶりに減少したことがわかった。男性が32万6,000円(前年比0.9%減)、女性が23万2,600円(同0.2%減)で、初めて男女ともに前年を下回った。(2月21日)

●60~64歳の希望者男性81%女性66%が就業

厚生労働省が「中高年者縦断調査」の結果を発表し、60~64歳で、2005年時点で「60~64歳は仕事をしたい」と希望していた人のうち、男性の81.2%、女性の66.3%が実際に就業していたことがわかった。同省は「希望者の多くが実際に働いていて、中高年の働く意欲が高まっている証拠」と分析している。(2月20日)

●2013年の現金給与総額が3年連続の減少

厚生労働省が2013年の「毎月勤労統計調査」の結果(確報)を発表し、賞与や残業代を含む現金給与総額が月平均31万4,054円(前年比73円減)となり、過去最低を更新したことがわかった。今月5日に発表した速報では前年比23円増で3年ぶりの増加としていたが、一転して3年連続の減少となった。(2月18日)

●医療費抑制へ在宅医療促す

2月12日、診療報酬の2014年度改定が決まった。消費増税に対応して初診料を120円、再診料を30円引き上げる。また、膨張し続ける医療費を抑制するため、重症患者向けベッドの大幅削減、大病院の外来診療の縮小を進める一方、比較的軽症の患者の受け皿病床を作り、「主治医」制度を新設するなどにより効率化を図る。(2月12日)

●介護費用自己負担増 年金収入280万円以上

政府は、介護費用の拡大に歯止めをかけるため、医療・介護制度の見直しに関する法案を国会に提出する。柱は介護の自己負担の引上げで、2015年8月から年金収入が年280万円以上、年間所得160万円以上の人を2割負担とする。これにより、制度利用者の10%程度に当たる約50万人が負担増の対象となる。(2月11日)

●税・社会保障の負担が過去最高に

財務省は、2014年度における国民負担率(国民所得に占める税と社会保障の負担割合)が41.6%(前年度比1.0ポイント上昇)で過去最高となるとの見通しを明らかにした。4月からの消費税率の引上げにより、年金保険料も上がることによるもの。(2月7日)

●公的年金支給額を0.7%引下げ

厚生労働省は、公的年金の支給額について、今年4月分(6月支給分)から0.7%引き下げると発表した。当初は、過去の物価下落時における特例水準を是正するため1%減額する予定だったが、物価や賃金の上昇を受けて減額幅を0.3%縮めることとした。(1月31日)